

## 担い手の経営のライフステージに応じた支援

タイトル JA農業災害資金の対応について

JA名 県内2JA（山梨県）

<b>1 動機</b> （経緯）	○平成27年11月以降の高温により、乾燥中の加工柿（枯露柿、あんぼ柿）の乾燥不良やカビの発生により大幅な生産量の減少（減収）の発生を受け、被災農家が県内JAより融資を受けた際には利子補給制度を実施による支援を行いました。
<b>2 概要</b>	本資金利用の前提条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度における加工柿（枯露柿、あんぼ柿）の生産減（減収）について、市町村長又はJA組合長から農業災害対策資金の被害認定が交付されること</li> <li>・減収に対して、農業経営の維持安定を図るために「市町村認定」未払い又は「JA組合長認定」を既に支払った農業経費等があること。</li> </ul> 資金申込受付期間 平成28年2月1日～平成28年2月29日 貸付対象者 市町村長またはJA組合長から被害認定の交付を受けた個人・法人 貸付限度額 500万円（1万円単位）ただし農業減収額の範囲内 貸付期間 5年以内（うち据置期間は1年以内）
<b>3 成果</b> （効果）	○本資金の申込み期間は、平成28年2月1日～同年2月29日の1ヶ月間。 実行件数：11件、実行金額：6百万円。
<b>4 今後の予定</b> （課題）	○今後も、自然災害等による農業被害が発生した場合は、被災農業者等の負担軽減を最大限に重視して、行政との連携を迅速に行い、農業者への支援を行っていきます。